

登録教習機関の登録事項変更の公示について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（以下「法」という。）第61条第1項に規定する都道府県労働局長の登録を受けた者について、法第77条第3項において準用する法第47条の2の規定による変更の届出があったので、法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- 1 登録教習機関の名称  
一般社団法人日本クレーン協会
- 2 代表者の氏名  
変更前 森下 信  
変更後 曄道 佳明
- 3 変更年月日  
令和8年6月22日

令和8年7月29日

沖縄労働局長

